

〔巻頭言〕

信託法理の厚みと深み

理事長 能見善久

前田庸前理事長の時代にいわゆる商事信託の法理の探求が大いに進展し、我が国の信託法理は欧米諸国からも注目されるようになった。この流れは今後も押し進められるべきことは間違いない。いわば信託の先端的な部分の一層の発展である。先端的な領域での信託は、実は、他の法律制度、たとえば会社法などと競争を演じている。資産流動化の器として特定目的信託と特定目的会社の競争や契約型投資信託と会社型投資信託との競争など枚挙にいとまがない。また、信託と伝統的な担保制度との競争も注目されるようになってきた。要するに、信託の発展が新しい競争の時代に突入しているのではないかということである。信託の世界だけに閉じこもっている時代は過去のものとなりつつある。同じ経済的・社会的目的を追究するために、会社制度が使われたり、信託制度が使われたり、さらには他の制度が使われたりする。それぞれがその長所・短所を明らかにして、追究しようとする目的に応じて法制度を選択することになる。法制度の方から見れば競争に晒されることになるのである。

このような、いろいろな法制度が提供されるという意味で成熟した時代であって、今後信託法はどのようなものであることが求められるのであろうか。

第1に、信託はそれが使われる目的の実現にとって合理的かつ効率的な法制度として発展して行かなければならない。たとえば、投資目的の財産管理制度では、専門家の能力・情報を利用できることと同時に、財産管理者の裁量性が濫用されることを防ぐ仕組みが必要である。信託は、まさに、受託者に一定の裁量権を与えつつ、裁量権が濫用されるこ

とを防ぐ仕組みを備えている。すなわち、忠実義務、分別管理義務その他の義務を受託者に課し、違反が行われて信託財産に損失が生じた場合には、受託者に損害賠償責任を負わせることによって、これを実現している。会社では、取締役の各種義務と損害賠償責任といったところがこれに相当する。もっとも、義務や責任の構造という点では、信託と会社はかなり接近している。しかし、その他のガバナンスの構造は、今のところは、信託と会社ではかなり異なり、信託では受託者の権限行使を監督する機関は特に存在しないが、その分コスト的には安上がりである。会社は、執行権限を監視する仕組みに工夫が重ねられてきたが、その分コストはかかる構造となっている。こうした差を明らかにし、利用者が適切な選択判断ができるように、信託法理の明確性と透明性がますます重要となるであろう。

第2に、信託は、変化の時代に適応できる柔軟で豊富な内容を有するものに育っていく必要がある。そのためには、「信託法理の厚みと深み」が必要となるのではないか。「信託法理の厚みと深み」という表現でイメージしているのは次のようなことである。信託が新しい時代に挑戦して新しい適応をしていく際には、常に立ち返ってこれでよいのかと自問・自省する際の立脚点となるような信託法理が必要である。それなくしては、信託はただの便利な道具でしかない。我々が求めているのはそのような信託ではないであろう。社会・経済が大きく変化し、法制度も新しいニーズに対応した変化しなければならない時代においてこそ、基礎理論との対話・緊張関係が必要になる。これまでなされてきた商事信託の議論の意義は、事業として現実に行われている信託に相応しい信託法理を検討した点にあるのは当然だが、それと同じくらい、あるいはそれ以上に、信託の伝統的な考え方との対話・対決を通じて、信託の基礎理論自体を豊かにした点にあるように思う。たとえば、忠実義務について信託法22条の束縛を離れて議論し、合意による例外を認めたり、正当な対価による自己取引を認めたりすることは、日本の伝統的な信託理論と鋭く対決をすることになる。しかし、この対決の中から忠実義務について、単に商事の信託の場合に当てはまるだけではなく、広く民事の

信託法理の厚みと深み

信託を含めた信託一般について適用されるべき新しい忠実義務の理論が形成されてくる。これこそが信託法理の豊かさと深みをもたらすのである。こうして信託の一般法理の中に蓄積されていく議論は、将来、信託がさらなる発展をする際に、必ず役に立つであろう。所詮、立法で解決できる部分は限られているのである。法律が明確に規定していない問題について態度を決定しなければならない場面は、今後、増えることはあっても減ることはないであろう。それに伴い裁判も増えるに違いない。そのようなときに指針となる信託の一般理論が用意されていることが重要である。できればそれは信託法という法律の中に明確に規定されていることが望ましいが、すべてを条文化することには限界がある以上、情報として蓄積された信託理論が必要となる。これが信託法理に豊かさと深みをもたらすものとなるのではないか。

